建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月７日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年８月７日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　サンデン株式会社　鈴木　一行　群馬県伊勢崎市寿町20　国土交通大臣許可（般―19）第13448号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年８月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月７日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年８月11日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　関彰商事株式会社　関　　正樹　茨城県つくば市東新井12―２　国土交通大臣許可（般・特―18）第5694号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可並びに管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年８月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月７日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年８月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ランデックス　工藤鉄太郎　東京都中央区日本橋大伝馬町１―３　国土交通大臣許可（般―21）第18112号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年８月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月７日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年８月18日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社コイズミ　小泉　俊一　長野県上伊那郡南箕輪村2380―759　国土交通大臣許可（般―19）第19639号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年８月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月７日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年８月19日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ノナガセ　葛綿　貞美　東京都中央区八丁堀２―８―５　国土交通大臣許可（般―18）第10950号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年８月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月７日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年８月20日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　戸田建設株式会社　井上　舜三　東京都中央区京橋１―７―１　国土交通大臣許可（特―17）第3800号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年８月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月７日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年８月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　昭和鋼機株式会社　三ッ矢公一　東京都千代田区神田錦町３―１　国土交通大臣許可（般―16）第3665号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（ガラス工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年８月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月７日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年８月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　笹島建設株式会社　笹島　義久　東京都港区南青山２―22―３　国土交通大臣許可（特―18）第8120号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年８月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月７日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年８月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アシストテクノロジーズジャパン株式会社　渡邉　光誠　東京都港区港南１―６―31　国土交通大臣許可（特―19）第22196号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年８月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。